

VI 今後の課題

感染症分野では、新興・再興感染症の出現や重大な感染症発生の脅威など、直面する複雑な課題への対応が求められている。令和2年1月に始まった新型コロナウイルス対応では、令和4年度も情報センターとして、更に需要の増した詳細な患者情報及びウイルス変異のゲノム病原体検査情報を中心に収集し、統合的な分析提供を継続的に行ってきた。

参事兼所長の県庁常駐と、県庁の調整本部に隣接した情報センターのサテライトでの感染症疫学情報担当職員の常駐派遣も継続してきた。また、検査においては緊急対応のPCR検査に加え、変異株スクリーニング検査を適宜実施し、NGSを活用したウイルスの全ゲノム解析は更に積極的に実施して、民間検査機関や医療機関の協力を得て、県内の流行状況とウイルス変異状況が追える週100件以上の一定数の把握を行ってきた。これらの情報は、埼玉県基幹感染症情報センターとして県内流行状況を把握し、知事が主宰する埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議に討議資料として毎回提出するとともに、感染症情報センターHPにおいても広く県民に情報提供を行ってきた。この業務は、検査はウイルス担当、情報解析発信は感染症疫学担当が専門的業務として担い、業務量の増大に伴い、所内職員の応援、派遣職員等による業務補完を受けながら継続して行ってきた。

本来、衛生研究所は、衛生行政における科学的、技術的中核機関として、感染症をはじめとする危機管理機能の充実強化と向上を目指していく必要がある、今まで培われた専門能力を施策に生かす実践性が問われてきたのが新型コロナウイルス対策とも言える。

令和4年度後半には新型コロナウイルス対策の継続と並行して、衛生研究所の機能強化の法的整備として感染症法及び地域保健法の改正が行われた。衛生研究所の法的位置づけが明確になり、行政機関と連携した患者・病原体情報の詳細分析などの対策立案評価に資する複合的なサーベイランス機能についても厚生労働省の審議会等でも検討が進められている。

法改正に伴う衛生研究所の機能強化に実質的に対応するためには、微生物学や疫学等の専門知識を持ち、関係機関等との調整能力がある人材育成が必要である。平時から専門性の研鑽と合理的な機器の整備充実も必要不可欠と考えられる。健康危機発生時には、様々なネットワークや経験が生きるため、国立感染症研究所や他の衛生研究所等との専門的連携も一層強めていくべきである。